

建 設 業 者 各 位

青 森 県 県 土 整 備 部 長

平成22年度青森県入札・発注制度の改善について（通知）

本県の建設業行政については、平素から御協力をいただき、誠にありがとうございます。

県では、工事の発注にあたり、適正な施工が確保されないおそれのある著しく低い価格での入札を排除し、適正な価格での契約を推進するため、平成22年4月1日から、下記のとおり取り扱うこととしましたので通知します。

記

- 1 建設工事における最低制限価格及び低入札価格調査基準価格の引上げ
中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデルが見直しされたことを踏まえ、最低制限価格及び低入札価格調査基準価格を引き上げます。
 - (1) 対象工事
最低制限価格制度＝設計額5千万円未満の工事
低入札価格調査制度＝設計額5千万円以上の工事
 - (2) 算定方式
最低制限価格及び低入札価格調査基準価格の算定方式
直接工事費の95パーセントの額
共通仮設費の90パーセントの額
現場管理費の70パーセントの額
一般管理費の30パーセントの額
上記の額の合計額に消費税（5パーセント）を加算した額とする。
ただし、上限を設計額の90パーセント、下限を設計額の80パーセントとする。
- 2 低入札価格調査制度における数値的判断基準の引上げ
低入札価格調査制度適用工事（請負工事設計額が5千万円以上の建設工事）で、調査基準価格を下回ったものについて、調査することなく失格と判定する数値的判断基準を引き上げます。

(1) 改正後の数値的判断基準

設計額の工事費の費目ごとに、次の①～④の1項目でも基準を満たさない者を失格とします。

- ① 直接工事費が発注者の設計金額の75パーセント以上
- ② 共通仮設費が発注者の設計金額の70パーセント以上
- ③ 現場管理費が発注者の設計金額の70パーセント以上
- ④ 一般管理費が発注者の設計金額の30パーセント以上

3 調査基準価格未満工事施工中の者の新たな調査基準価格未満の入札の制限

著しく低い価格で複数の工事を受注することによる他の工事へのしわ寄せを防止するため、県発注工事において、調査基準価格未満の入札（低入札）を行い落札者となった者が、低入札工事の完成検査が完了する前に、再度低入札を行った場合は、調査することなく失格とすることとします。

よって、平成22年4月1日以降に入札する工事において、低入札で受注できる工事は各業者1件のみとなります。

なお、平成22年3月31日以前に入札した工事及び共同企業体の方法により契約した工事については、対象外とします。